

広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、働き方改革において働きがい向上に取り組む県内中小企業等に対して、県の指定する民間調査会社（以下「指定調査会社」という。）の有する、「働きがい」の現状を調査・分析するためのサービス利用等に要する経費の一部を補助することにより、県内中小企業等の働きがいのある職場づくりへの取組を促進し、もって、人材確保や生産性向上など経営メリットの発現につながる働き方改革に取り組む優秀企業を創出・情報発信することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に本社を置く中小企業者等
- (2) 働き方改革に取り組んでいる者

2 前項に規定するもののほか、補助対象者について業種その他の条件を附する必要がある場合は、知事が別途定める。

3 「中小企業者等」とは、別表第1に掲げる条件を満たすものとする。

4 前三項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象者としなない。

- (1) 県税の未納がある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業または同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他風俗上好ましくない事業を行う者
- (3) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等または第20条第1項の規定による通報の対象となった者
- (4) 申請日から過去3年間に労働関係法令等に違反する重大な事実がある者
- (5) 同一会計年度にこの要綱に基づく補助金の交付決定をすでに受けている者又は過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者
- (6) 同一会計年度に「広島県働きがい向上コンサルティング利用促進補助金」の交付決定をすでに受けている者又は過去に「広島県働きがい向上コンサルティング利用促進補助金」の交付を受けている者
- (7) これまでに指定調査会社の「働きがい認定企業」に認定されたことがある者
- (8) 同一会計年度内に同一事業・同一内容に対して、国又は地方公共団体から他の補助金の交付を受ける者

(9) その他、補助金を交付することが適当でないと知事が認めた者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 指定調査会社のサービスを利用し、自社の「働きがい」の現状について調査・分析を行うこと。
- (2) 指定調査会社のアフターフォローサービスを利用し、アクションプランを作成すること。
- (3) 指定調査会社の実施する認定・ランキングに参加すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 指定調査会社が有する「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用に要する経費（「働きがいのある会社」調査実施経費）
- (2) 前号の調査の結果を用いたアフターフォローサービス利用に要する経費（調査結果分析レクチャー受講経費）

2 補助対象期間は、補助金の交付の決定があった日から、当該会計年度の3月末日までとする。

(補助金額)

第6条 補助金の交付上限額は、別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書別紙
- (2) 経費の根拠となる書類（見積書等）
- (3) 企業・団体概要資料（パンフレットなど補助対象者の活動内容が分かるもの）
- (4) 補助事業申請日から3か月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書（県税及び地方法人特別税について未納がないこと）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた時は、補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 交付決定を受けた補助対象者は、前項第2号又は第3号の承認等を受けようとする場合には、承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の規定による通知を受けた日から起算して20日以内とし、申請取下書（別記様式第3号）を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定を受けた補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定の日の属する県の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書別紙
- (2) 働きがい向上取組行動計画（公表用）
- (3) 補助対象経費の支払内容が確認できる書類（請求書等）
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類（振込明細書等）
- (5) 補助事業の成果が確認できる書類（アクションプラン）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、補助決定を受けた補助対象者は、請求書（別記様式第5号）により補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 知事は、補助金の交付を受けた補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定取消・返還通知書により、当該補助対象者に対して交付決定を取り消し、交付額全額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けたことが認められた場合
- (2) 補助対象期間内に、労働関係法令その他法令に係る重大な違反をしていることが認められた場合
- (3) この補助金を他の用途への使用をし、その他補助事業に関して交付決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に違反していることが認められた場合

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

業種分類	ア又はイのいずれかの条件を満たすこと (⑨～⑫はイの条件を満たすこと)	
	ア 資本金の額 又は出資の総額	イ 常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5,000万円以下	50人以下
④ サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、 旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
⑤ ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑧ その他業種(上記以外)	3億円以下	300人以下
⑨ 医療法人、社会福祉法人	—	300人以下
⑩ 学校法人	—	300人以下
⑪ 財団法人(一般・公益)、社団法人(一 般・公益)	—	上記①～⑧の業種分 類に基づき、その主 たる業種に記載の従 業員数以下
⑫ 特定非営利活動法人	—	上記①～⑧の業種分 類に基づき、その主 たる業種に記載の従 業員数以下

別表第2（第6条関係）

補助対象者区分	対象経費	交付上限額
従業員99人以下の補助対象者	「働きがいのある会社」調査実施経費	15万円
	調査結果分析レクチャー受講経費	4万円
従業員100人以上の補助対象者	「働きがいのある会社」調査実施経費	25万円
	調査結果分析レクチャー受講経費	4万円

年 月 日

広島県知事様
（働き方改革推進・働く女性応援課）

所在地
名称
代表者（職・氏名）

年度 広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金交付申請書

広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請します。

添付書類

- (1) 交付申請書別紙
- (2) 経費の根拠となる書類（見積書等）
- (3) 企業・団体概要資料（パンフレットなど補助対象者の活動内容が分かるもの）
- (4) 補助事業申請日から3か月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書（県税及び地方法人特別税について未納がないこと）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（連絡担当者）

所属部署		職・氏名	
電話番号		E-mail	
住所			

交付申請書別紙（様式第1号関係）

1 申請者情報

資本金	円	従業員数 (常時使用する 従業員の数)	人	設立 年月	年 月
業種	該当箇所に✓を記載してください <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> ゴム製品製造業 <input type="checkbox"/> ソフトウェア業又は情報処理サービス業 <input type="checkbox"/> 旅館業 <input type="checkbox"/> 医療法人・社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> その他 ()				
主な製品 サービス等					

2 交付申請額

項目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
「働きがいのある会社」 調査実施経費	円	円	円
調査結果分析レクチャー 受講経費	円	円	円
合計	円	円	円

3 働き方改革 取組状況

(1) 働き方改革の取組状況を記載してください。【必須】

<input type="checkbox"/> 働き方改革に取り組んでいる（取組開始時期：____年 ____月～） <input type="checkbox"/> 働き方改革の意義を理解・共感している <input type="checkbox"/> 働き方改革の方針・目標がある <input type="checkbox"/> 働き方改革の推進役がいる（部署・役職名：_____）
--

(2) 働き方改革の取組による成果が出ている。【①②は必須】

①直近1年間での常用雇用者の総実労働時間（一人あたり1か月平均）【____時間】（190時間以下か） ②直近1年間での年次有給休暇取得日数（一人あたり1年間平均）【____日】（5日以上か） ③その他の成果【_____】
--

(3) 従業員の働きがい向上に向けた取組を行っている。【4項目以上必須】

項目		取組内容
<input type="checkbox"/>	組織管理・業務管理	会社全体の理念浸透や組織の考え方、日々の仕事の進め方に関する社内制度や仕組み・取組がある。
<input type="checkbox"/>	評価処遇	従業員を公平・公正に評価し適切に処遇に反映し、従業員が組織で活躍するためのキャリアパス構築を支援する仕組み・取組がある。
<input type="checkbox"/>	人材育成	従業員の能力開発・伸長を支援し、個人の成長意欲を高めるための仕組み・取組がある。
<input type="checkbox"/>	円滑な人間関係	従業員同士の適切な人間関係構築と円滑なコミュニケーションを促進する仕組み・取組がある。
<input type="checkbox"/>	安全衛生	従業員が安心して快適に仕事に取り組み、身体・精神の健康を維持できるような職場環境・仕組みがある。
<input type="checkbox"/>	マネジメント機能の強化	マネジメント担当者の有効なリーダーシップと適切なコミュニケーションの能力開発を支援する仕組み・取組がある。
<input type="checkbox"/>	マネジメント機能の発揮	「信頼の構築」「価値観の共有」「自己実現の支援」など、マネジメント担当者が日々マネジメント機能を発揮する取組がある。
<input type="checkbox"/>	その他	その他の取組がある。

4 申告事項

次の項目に該当することを確認し、✓を記載してください。【必須】

<input type="checkbox"/> 指定調査会社の実施する「認定・ランキング」に参加する。
<input type="checkbox"/> 県税に未納がない。 <input type="checkbox"/> 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていない。 <input type="checkbox"/> 暴力団等と関りがない。 <input type="checkbox"/> 申請日から過去3年間に労働関係法令その他法令に係る重大な違反がない。 <input type="checkbox"/> 同一会計年度において当該補助金の交付決定を受けていない。 <input type="checkbox"/> 過去に当該補助金の交付を受けていない。 <input type="checkbox"/> 同一会計年度において「広島県働きがい向上コンサルティング利用促進補助金」の交付決定を受けていない。 <input type="checkbox"/> 過去に「広島県働きがい向上コンサルティング利用促進補助金」の交付を受けていない。 <input type="checkbox"/> これまでに指定調査会社の「働きがい認定企業」に認定されていない。 <input type="checkbox"/> 同一会計年度において同一事業・同一内容に対して、国又は地方公共団体から他の補助金の交付を受けていない。

年 月 日

広島県知事様
(働き方改革推進・働く女性応援課)

所在地
名称
代表者（職・氏名）

年度 広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金
補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 第 号 で交付決定を受けたこの補助事業の（変更・中止・廃止）について、広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 変更・中止・廃止の理由

--

2 変更・中止・廃止の内容

--

(連絡担当者)

所属部署		職・氏名	
電話番号		E-mail	
住所			

年 月 日

広島県知事様
(働き方改革推進・働く女性応援課)

所在地
名称
代表者（職・氏名）

年度 広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金
申請取下書

年月日付の広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金の申請を、次のとおり取り下げることにしたので、広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり申請します。

交付申請の取下理由

--

(連絡担当者)

所属部署		職・氏名	
電話番号		E-mail	
住所			

広島県知事様
(働き方改革推進・働く女性応援課)

所在地
名称
代表者（職・氏名）

年度 広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金
補助事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号 で交付決定を受けたこの補助事業が完了
したので、広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金交付要綱第11条の規定に
基づき、次のとおり報告します。

添付書類

- (1) 実績報告書別紙
- (2) 働きがい向上取組行動計画（公表用）
- (3) 補助対象経費の支払内容が確認できる書類（請求書等）
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類（振込明細書）
- (5) 補助事業の成果が確認できる書類（アクションプラン）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(連絡担当者)

所属部署		職・氏名	
電話番号		E-mail	
住所			

実績報告書別紙（様式第4号関係）

- 1 補助事業に要した経費 円
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助金額 円

項目	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金額
「働きがいのある会社」 調査実施経費	円	円	円
調査結果分析レクチャー 受講経費	円	円	円
合計	円	円	円

年 月 日

広島県知事様
(働き方改革推進・働く女性応援課)

所在地
名称
代表者（職・氏名）

年度 広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金請求書

年 月 日付け指令 第 号 で交付決定を受けたこの補助金について、広島県働きがい向上調査・認定制度利用促進補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

(内訳)

交付決定額	確定額	今回請求額	摘要
円	円	円	

2 振込先

金融機関名等	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義（フリガナ）	